

毎週月・水・金曜日発

# 富 山 県 報

平成31年 3 月 29 日

金 曜 日

号 外(5)

## 目 次

### 規 則

○富山県公印規則の一部を改正する規則 1

### 訓 令

○富山県公印管理規程の一部を改正する訓令 2

○富山県文書管理規程の一部を改正する訓令 3

## 規 則

富山県公印規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年 3 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第12号

富山県公印規則の一部を改正する規則

富山県公印規則（昭和62年富山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「観光・交通・地域振興局長印」を「観光・交通振興局長印」に、

事務局を置く出先機関の事務局長印	方 20
附属施設の長印	方 20

を

事務局を置く出先機関の事務局長印	方 20
------------------	------

に改め、同表の備考第 4 項を削る。

### 附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(文書総務課)



部長印 会計管理 者印 出納局長印	連絡課（組織規則 第 8 条に規定する 連絡課をいう。） の長	庶務を担当する係長（係長を置かない 課にあつては、連絡課の長が指定する 職員）
----------------------	--	---

に、「事務局を置く出先機関の事務局長印 附属施設の長印」を「事務局を置く出先機関の事務局長印」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(文書総務課)

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成31年 3 月29日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県訓令第 3 号**

本 庁  
出先機関

富山県文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県文書管理規程（昭和62年富山県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。  
第11条第 8 項第 2 号中「観光・交通・地域振興局長」を「観光・交通振興局長」に改める。

第16条第 2 項第 2 号中「から第 4 号まで」を削る。

第24条中「観光・交通・地域振興局長」を「観光・交通振興局長」に改める。

第28条第 3 号中「観光・交通・地域振興局長名」を「観光・交通振興局長名」に改める。

別表第 2 中

地域振興課	地振
観光振興室	観振
総合交通政策室	総交

を

地域振興・中山間対策室	地中
移住・UIJ ターン促進課	移・UIJ
総合交通政策室	総交
観光振興室	観振

に改める。

別表第 3 の 2 の項中

(5) 不服申立てに対する裁決又は決定その他の処分を行うための決裁文書	不服申立てに対する裁決又は決定その他の処分を行うための決裁文書
-------------------------------------	---------------------------------

を

(5) 審理員の指名、審理手続、諮問、裁決その他の不服申立てに関する文書	審理員の指名、審理手続、諮問、裁決その他の不服申立てに関する文書
--------------------------------------	----------------------------------

に改める。

様式第 1 号の 1 から様式第 1 号の 3 までの規定中「(日本工業規格 A 5)」を「(日本産業規格 A 5)」に改める。

様式第 3 号から様式第 6 号までの規定中「(日本工業規格 A 4)」を「(日本産業規格 A 4)」に改める。

様式第 7 号中



を

← 2センチメートル →

(総合政策局長、観光・交通・地域振興局長、部長、会計管理者、出先機関の長決裁用)

「



に改める。

← 2センチメートル →

(総合政策局長、観光・交通振興局長、部長、会計管理者、出先機関の長決裁用)」

様式第9号から様式第12号までの規定中「(日本工業規格A4)」を「(日本産業規格A4)」に改める。

様式第13号中「(日本工業規格A5)」を「(日本産業規格A5)」に改める。

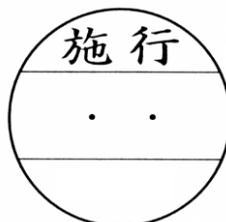
様式第14号中「(日本工業規格A4)」を「(日本産業規格A4)」に改める。

「



様式第15号中

「



を

に改める。

← 1.5センチメートル →

様式第17号中「(日本工業規格A4)」を「(日本産業規格A4)」に改める。

様式第18号中「(日本工業規格A5)」を「(日本産業規格A5)」に改める。

様式第19号及び様式第20号中「(日本工業規格A4)」を「(日本産業規格A4)」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の1から様式第1号の3まで、様式第3号から様式第6号まで、様式第9号から様式第14号

まで及び様式第17号から様式第20号までの改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の富山県文書管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(文書総務課)